



【問合せ先】

敦賀海上保安部
警備救難課長 国田 亘
TEL 0770-22-0191

令和7年5月29日
敦賀海上保安部

海にごみを捨てない・船から油を流さない！

～海洋環境保全推進月間～

海上保安庁では、5月30日(金)から6月30日(月)までを「海洋環境保全推進月間」※として、漁業・海事関係者に対する廃油類・廃棄物の適正な処理及び船舶からの漏油防止に係る海洋環境保全指導のほか、一般市民を対象とした海洋環境保全啓発活動を重点的に実施します。

昨年、八管区内（福井県～島根県）で確認された海洋汚染発生件数は、17件（福井県内3件）で、そのうち油類によるものが7件（福井県内1件）、廃棄物によるものが10件（福井県内2件）となっています。

（別添「令和6年八管区内海洋汚染件数状況」参照）

敦賀海上保安部では、この期間中、海洋環境保全指導・海洋環境保全啓発への取組みとして、以下の活動を重点的に行うこととしています。

- 1 漁業・海事関係者に対する廃油類・廃棄物の適正な処理及び船舶からの漏油防止、船舶の転覆、沈没等の海難防止指導。
- 2 マリーナ・釣具店等に対する利用客へのマリンレジャー活動に伴って発生するごみ等の適正な処理についての呼び掛け。
- 3 一般市民を対象とした海洋環境保全教室の開催。
- 4 清掃活動等地域のイベントにおける環境保全啓発活動。



海洋環境保全教室



海岸清掃活動

※海洋環境保全推進月間は、「未来に残そう青い海」をスローガンに、国民一人一人の海洋環境保全のための遵法精神の涵養及び海洋環境保全思想の普及を図り、もって海洋環境の保全に資することを目的に平成19年に定められました。

令和 6 年八管区内海洋汚染件数状況

○ 海洋汚染確認件数は 17 件（前年比 1 件減）

令和 6 年における当管区の海洋汚染確認件数については 17 件（油類による汚染 7 件、廃棄物による汚染 10 件）で、前年から 1 件減となっています。

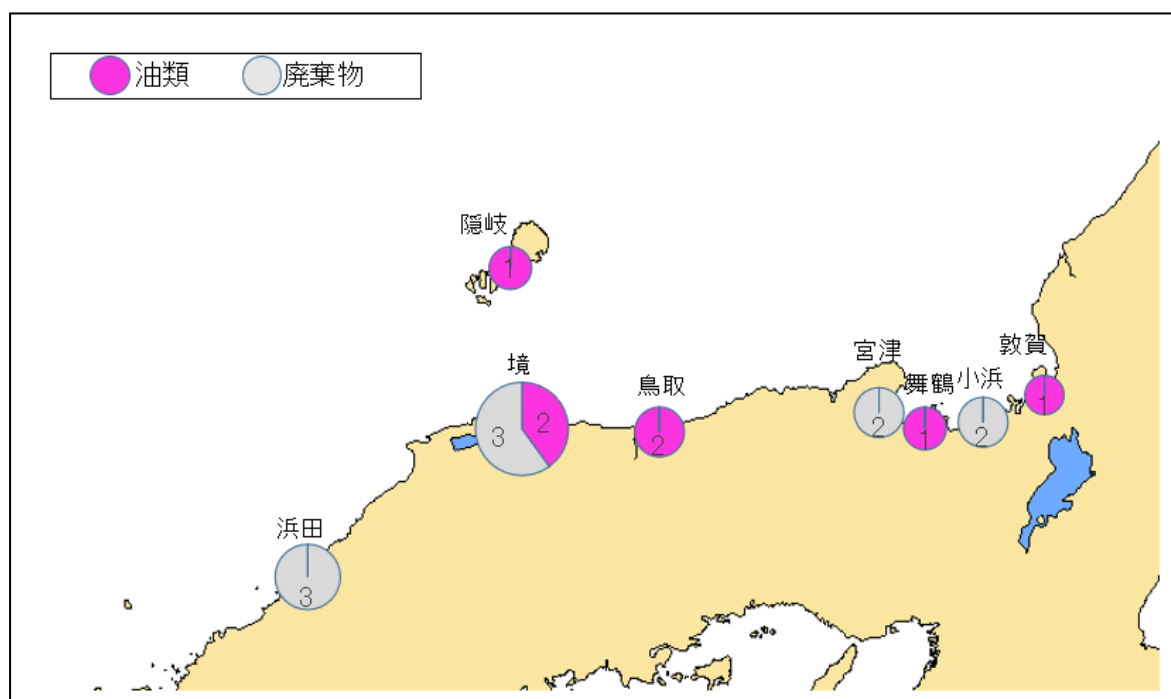
油類による汚染 7 件は前年に比べ 1 件減、廃棄物による汚染 10 件は前年と同数となっております。

油類による汚染 7 件の内訳は、船舶からの排出によるものが 3 件（うちバルブ等の取扱不注意 1 件、故意 1 件、海難（乗揚） 1 件）、陸上からの排出によるものが 4 件（作業中の不注意が 1 件、排出源不特定が 3 件）です。

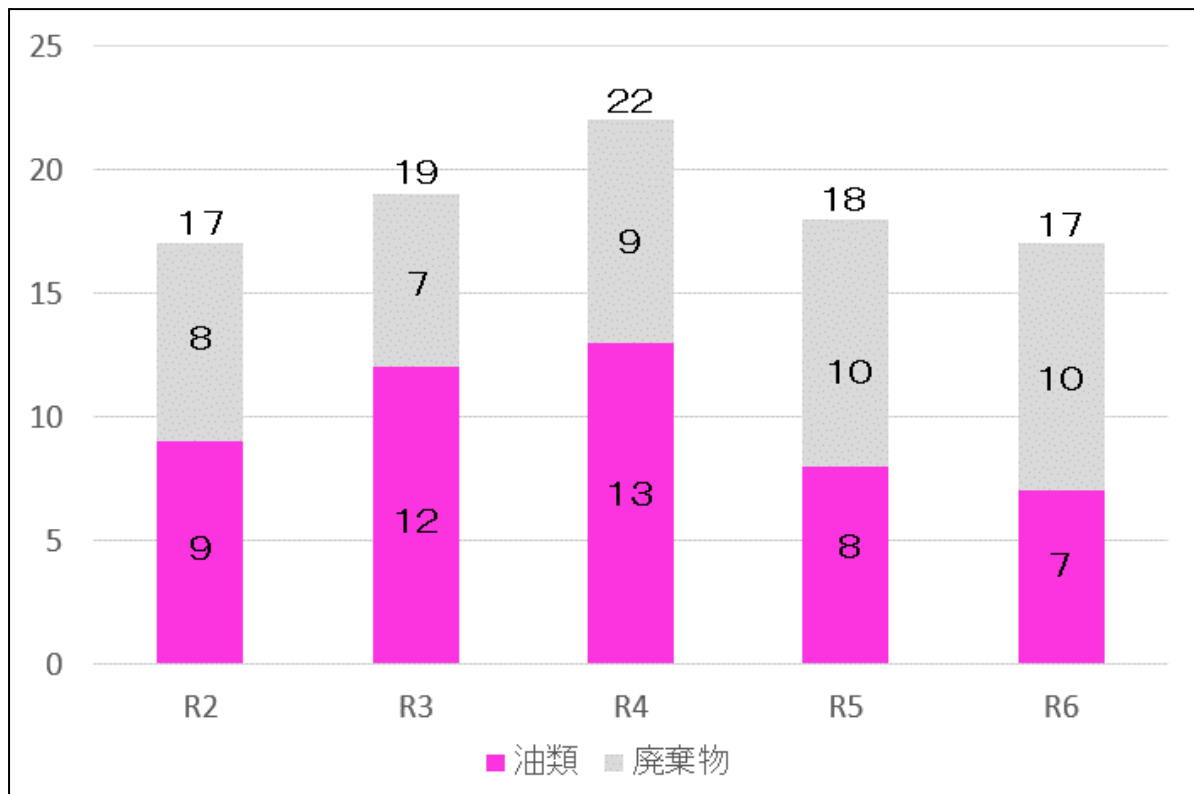
廃棄物による汚染 10 件の内訳は、すべて陸上からの廃棄（一般市民による家庭ごみ等の廃棄 8 件、事業者による廃棄 2 件）となっています。

このうち、福井県にあっては、油類による汚染が 1 件（船舶による排出）、廃棄物による汚染が 2 件（家庭ごみの廃棄）発生しています。

【令和 6 年の八管区内海洋汚染確認分布図】



【過去5年の八管区内海洋汚染確認件数の推移】



【過去5年の福井県下における海洋汚染確認件数の推移】

